

微罪処分事件処理要領の制定について

発出年月日：平成17. 9. 2

文書番号：沖例規搜一12

公表範囲：概要

この要領は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）第246条ただし書の規定による送致手続の特例に係る那覇地方検察庁検事正からの指示（別紙）に基づき、微罪処分事件の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。